

行政における各種対策の実施状況

■ 水環境創造プランに規定された各種対策の実施状況

基本方針	対策		概要	区分			実施状況
				岡崎市	愛知県	国	
雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う	雨水を貯める、利用する、浸透させる	水源涵養機能の向上	水源涵養機能が大きいと考えられる森林について適正管理による水源涵養機能の維持・向上を図る。 林業の後継者育成、効率的な林業の推進体制の構築、間伐材の利用等に取り組む。 「炭焼き体験」、「森林・林業体験プログラム」等を計画し、市民の積極的な参加による森林の整備に取り組む。	1 水源地域の森林整備 2 森林整備・下草刈り 3 水源かん養林事業 4 森林の整備・保全	27 造林（補助） 28 治山 29 計画的な森林整備の支援（現況調査） 30 計画的な森林整備の支援（計画） 31 水源地域の森林整備（矢作川）（助成） 32 県産材利用促進 33 間伐材利用促進		○
		農地の保全	地域特性を考慮し、適切な農業生産基盤の整備及び効率的な農業を推進・誘導する。 体験学習などを通しての市民の積極的な参加による農業の活性化に取り組む。 増加傾向にある遊休農地や耕作放棄地が減少するよう努める一方、困難な場合については冬季湛水によって水源涵養機能を持たせる等の有効活用を図る。	5 農地の保全管理、農業の生産基盤の整備 6 農地の保全管理、農地・水・環境保全向上対策 7 中山間地域等直接支払事業	34 地産地消の促進 35 農地有効活用システムの構築 36 農業の生産基盤の整備（機械等の整備） 37 農業の生産基盤の整備（農道等の整備） 38 中山間地域等直接支払制度の実施		○
		身近な緑を育てる	市街地において雨を受け止める機能を発揮させるため、公園や神社、公共施設及び街路樹等の身近な緑を保全・創出する。 市民や事業者の協力によって、一般家庭や事業所等の緑化を推進する。	8 公共施設等への緑化推進 9 民間施設への緑化推進	44 道路の植栽 45 土地区画整理事業区域内の植栽 46 都市の緑の保全 47 都市公園の整備による緑の確保 48 民有地緑化の推進		○
		湧水等の保全	湧水や地下水は貴重な水資源となっていることに着目し、地下水涵養を積極的に推進する等、適切に保全しながら利用を促進していく。		49 湧水等の利用促進		○
		ため池の保全	農業用水の供給、豊かな自然環境、地下水の涵養機能などのため池の多面的機能を維持・向上させるために愛知県が策定中の「愛知県ため池保全構想」と連携しながら、ため池の保全に努める。	10 ため池の保全	43 農業水利施設の環境整備		○
		雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進	各家庭、事業所、公共施設等への雨水浸透施設や雨水貯留施設の普及あるいは道路の浸透化対策を図っていく。	11 雨水貯留浸透施設設置補助事業 12 雨水貯留浸透施設整備事業 13 透水性舗装等の推進	40 透水性舗装の適用（総合治水対策） 41 透水性舗装の適用（県営住宅） 57 浄化槽の転用等		○
		節水への取り組み	各家庭、事業所や公共施設において節水に取り組むことにより、流域の水資源の有効活用を図る。	14 老朽管更新・漏水調査	50 水道用水の効率的利用の促進・指導 51 工業用水の効率的利用の啓発・指導 52 工業用水使用合理化の助成 53 節水に対する啓発活動（渇水時） 54 節水に対する啓発活動（水の週間） 55 下水処理水の再利用 56 地下水漏洩水等の有効利用		○

基本方針	対策		概要	区分			実施状況
				岡崎市	愛知県	国	
汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ	汚濁負荷量の削減	合併処理浄化槽の普及	公共下水道、農業集落排水処理施設、地域污水处理施設の整備計画区域外の区域及び未整備区域について、合併処理浄化槽の普及を促進する。 合併処理浄化槽の適切な維持管理を図る。 単独処理浄化槽や汲取り処理家庭における合併処理浄化槽への転換の促進を図る。	15 生活排水対策（合併処理浄化槽整備事業）	6 合併処理浄化槽の普及等		○
		下水道整備の推進（汚水）	公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備予定区域内について整備率100%を目指して整備を進める。 接続率の向上に努める。	16 下水道整備事業	1 下水道等の整備（あいち下水道整備中長期計画） 3 下水道等の整備（農業・漁業集落排水処理施設の整備） 4 下水道等の整備（流域別下水道整備総合計画） 5 下水道等の整備（コミュニティ・プラントの整備に対する補助）		○
		合流式下水道の水質改善	現在、多量の降雨時に未処理のまま放流されている汚水による汚濁負荷量を、分流式下水道から放流される汚濁負荷量程度以下まで削減するよう合流式下水道の改善に取り組む。		2 下水道等の整備（合流式下水道の改善）		○
		家庭からの排水をきれいにする	三角コーナー等を利用して食べ物くずを流さない、食用廃油を流さない、食器等の汚れをふき取る等によって家庭から流れ出る排水をきれいにするようPRに努める。 天然石けんを積極的に使う、合成洗剤を使う場合は無リンのものを選んで適量を使う等によって家庭から流れ出る排水をきれいにする。	17 生活排水対策	7 生活排水の指導		○
		事業所からの排水をきれいにする	事業者による規制値の遵守、行政による監視・指導の推進、さらなる自主的な水質の改善にも取り組むよう啓発に努める。	18 有害物質削減対策	8 規制・指導（産業排水対策） 9 環境対策資金融資 10 環境影響評価による事前指導 11 公害防止協定 14 家畜排せつ物の適正処理 15 畜産バイオマスの利活用 18 規制・指導（有害物質削減対策）		○
		水質事故の発生防止	油の流出などの水質事故の発生防止につながるよう情報の提供や意識の啓発に努める。 魚のへい死について、原因の解明に努める。	19 水質事故対策			○
		環境に配慮した農業の推進	側条施肥（作物の吸収しやすい位置に必要な肥料を施用）など負荷が少ない農法が開発されている。このような水環境への寄与が大きくなる環境配慮型の農業を推進するよう指導していく。	20 農地・水・環境保全向上対策事業	12 環境保全型農業 13 エコファーマーの認定 16 農産物環境安全推進マニュアルの導入 17 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）		○
	水質保全	河川清掃の実施	川や水路に散乱しているゴミの除去などの川の清掃活動を積極的に実施してく。	21 管渠・開渠清掃 22 清掃活動等 23 乙川・男川清掃事業 20(再掲) 農地・水・環境保全向上対策事業	22 海、川等の清掃活動の支援（水産課） 23 海、川等の清掃活動の支援（農地計画課、農地整備課） 24 清掃・除草（報奨制度） 25 清掃・除草（委託）	1 川と海のクリーン大作戦	○
	活動の推進	水質保全活動の実施	市民や事業者の水質保全への関心を高め、水質保全に関する知識を深めるために、水質の保全に関連するイベント等を開催し、水質保全に取り組む体制や意識の高揚に役立てる。	17(再掲) 生活排水対策	22（再掲）海、川等の清掃活動の支援（水産課） 23（再掲）海、川等の清掃活動の支援（農地計画課、農地整備課）	2 水生生物調査	○
	河川やため池の水質監視		清らかな流れを保つための取り組みの効果についてのモニタリングや、水質が著しく悪化している場所がないかなどの広範囲なモニタリングを行う。 行政だけでなく、市民との協力体制の下で水環境のモニタリングに取り組む。	24 水質等の調査 25 河川水質ボランティア	19 川や海の水質調査等 20 水生生物調査 21 水循環再生指標モニタリング	2（再掲）水生生物調査 3 河川等公共用水域水質監視	○
	安全でおいしい水の確保		川の水を適切に処理し、安全でおいしい水道水を供給するための取り組みを進める。				

基本方針	対策		概要	区分			実施状況
				岡崎市	愛知県	国	
雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える	治水対策の推進	河道改修	河道改修や遊水地の整備などの「乙川圏域河川整備計画」に従った整備を進めるとともに、浸水被害が生じるおそれの高い区間については必要に応じて河道の改修を検討していく。	26 その他、農業用排水施設の整備	39 河道改修		○
		調整池の整備	新たに宅地などの開発を行う場合に調整池などの整備を行い、また調整池の浸透化を検討する等によって川の水量を増やすのに寄与するような施設となるような配慮を要請していく。	27 総合治水対策の推進 28 地下貯留浸透事業 29 土地区画整理事業における調整池の設置事業 30 開発行為許可申請	42 調整池の設置		○
		ため池の活用	ため池の所在地や容量等の特性を考慮し、湛水機能を保全・整備した上で利水者との調整を図りながらため池を洪水対策に活用することを検討していく。	27(再掲) 総合治水対策の推進			○
		下水道整備の推進（雨水）	過去の浸水状況等を参考にして雨水排水がうまくいっていない地域を把握し、公共下水道等の排水施設整備を進めていく。	16(再掲) 下水道整備事業			○
		減災への取り組み	洪水ハザードマップの作成・周知徹底や避難訓練の実施、情報収集・連絡体制の整備等により普段から減災への取り組みを進めていく。	洪水ハザードマップ			○
	非常時における水の確保	給水体制の確立	渇水による水不足が起きないよう、水道施設の改良や拡張に努めるとともに、浄水場間の弾力的運用を行い、給水体制の確保に務める。 渇水や震災等によって断水した場合であっても、市民に生活用水がいきわたるよう応急給水及び応急復旧体制の確立や耐震貯水槽の設置等の整備を行う。	31 非常時の給水体制			○
		節水に関する情報提供	渇水により、河川の水量が減少した場合、市民など水利利用の関係者に情報の周知や節水を働きかける。 愛知県等の関係機関、団体で構成する「乙川水環境管理連絡協議会」と連携し、総合的な水利利用の推進に努める。			4 節水意識の高揚	○
		消防水利の確保	どこで火災が発生しても速やかな消火活動が実施できるよう、防火水槽や消火栓を適切に配置していく。 緊急時においては、消防水利として位置付けられていない川や農業用水路の水を消火活動に用いることも考えられるため、状況に応じて市内の水を柔軟に、有効に活用した火災への備えを進めて行く。	12(再掲) 雨水貯留浸透施設整備事業			○

基本方針	対策		概要	区分			実施 状況
				岡崎市	愛知県	国	
岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる	水辺の保全	水辺環境の保全と創出	人々が水辺に近づきやすく、ホタルなどの生きものも棲みやすい水辺となるよう治水安全度を確保しながら、可能な限り多自然川づくりなどの考え方によって水辺環境を保全・創出できる河川整備を進める。 都市と農山村地域の総合的な交流を目的した「岡崎せせらぎ回廊構想」との連携を図りながら、水辺環境の整備に努める。	32 河川法面等の草刈 33 矢作川水辺環境整備事業 34 伊賀川水辺空間環境整備事業	58 多自然川づくり 59 水辺林や植樹等（水辺の緑の回廊） 60 水辺林や植樹等（堤防への植樹） 64 水辺交流拠点整備 67 自然環境の保全・復元 68 身近な水辺の親水性の向上 70 子どもの水辺活動支援 71 地下水の環境用水利用	5 利用推進事業	○
		湿地の保全	北山湿地や小呂湿地の貴重な自然を維持するために、市民との協力のもとで保全活動を推進していく。 自然保護の大切さや必要性の理解を深めるために観察会等のイベントを開催していく。	35 北山湿地・小呂湿地の保全	61 湿地・湿原の保全 63 自然公園等の適正な管理 65 まちづくりと一体化した整備（水辺スポット整備事業） 66 まちづくりと一体化した整備（ふるさとの川整備事業）		○
	水辺空間の整備	農業用水の上部利用	パイプライン化された農業用水路の上部について、せせらぎ水路の整備等の有効利用を進め、親しみやすい水環境の創造に努めていく。 上部利用の方法については、計画段階から地域の市民とともに検討していく。	36 清掃活動等 37 身近な水辺の親水性の向上、農業水利施設の環境整備			○
		親水公園等の整備	水環境に興味を持ち、水環境の保全や創造について考えるきっかけとして水辺に親しむ機会が増えるよう親水公園や親水施設の整備を進める。 水辺への親しみやすさの向上を図り、家族で憩え、子どもが遊ぶことができる水辺の創出を進める。	38 矢作川水辺プラザ事業	69 油ヶ淵水辺公園整備		○
	在来種の保護		カワバタモロコ、メダカ、ネコギギ、ウナギやヌマエビ等の在来種減少の大きな要因になっていると考えられる外来種を駆除するとともに、在来種が棲みやすい水辺環境を創造することで保護に努めていく。		58（再掲） 多自然川づくり 67 生態系ネットワーク形成検討調査		○

基本方針	対策		概要	区分			実施 状況
				岡崎市	愛知県	国	
水との関わりを深め、水を通してつながりあう	人と水の関わり強化	文化活動の活性化	既存の文化活動や史跡を保存・活性化させるとともに市内外へ積極的に情報発信することで水環境を活用した文化活動にふれ、水環境について考える機会が多くなるようにしていく。				
		市民の自主的な活動の促進	市民や事業者により市民環境目標への取り組みや河川の清掃活動、草刈作業等に積極的に参加する等の自主的な活動を促していく。	39 河川愛護活動 22(再掲) 清掃活動等 40 清掃活動等、農地・水・環境向上対策 41 河川美化団体の助成 42 伊賀川一斉清掃 43 菅生川草刈一斉清掃	22(再掲) 海、川等の清掃活動の支援(水産課) 23(再掲) 海、川等の清掃活動の支援(農地計画課、農地整備課) 24(再掲) 清掃・除草(報奨制度) 26 農地・水・環境保全向上対策(地域での取り組み支援)		○
		情報の共有化	市民間あるいは行政と市民間でお互いの情報を共有できるよう、市民が利用しやすい形で有効な情報が手元に届くように、積極的な情報の発信と伝達手段を工夫していきます。		80 下水道のPR 86 水質情報の提供 87 県営水道情報の提供 88 希少種情報の提供	3(再掲) 河川等公共用水域水質監視	○
		新たな観光資源の創造	市民が水環境に親しみ、関心を高めてもらえるように、また、市外の多くの人々にも岡崎の特色ある水環境を知ってもらうために、水に関わる新しい観光資源の創造に努めていく。	44 舟遊び(乙川観光船事業)			○
	環境学習等の促進	環境学習の促進	市民へ生活と水環境との結びつきや、水環境に関連する知識を提供するとともに、市民が自分たちの手で水環境に触れ、水環境の大切さを体験して理解できるような環境学習を促進していく。	45 自然環境啓発イベント(おと川リバーヘッド大作戦) 46 水道週間	72 体験学習の場の提供(出前講座) 73 体験学習の場の提供(県有林等の利用) 74 体験学習の場の提供(海上の森) 75 体験学習の場の提供(下水道出前講座) 82 環境学習推進協議会の設置 83 環境指導者等の育成(食育など) 84 環境指導者等の育成(あいちエコカレッジネット) 85 学習プログラムの作成		○
		小中学校での水環境改善への取り組み	全ての小中学校で水質や生物、生態系の保全に取り組むようにする。	47 環境教育の支援	76 学校における環境教育(体験活動) 77 学校における環境教育(特色ある学校づくり) 78 学校における環境教育(「自然・地域・社会とともに歩める子ども」を育てる) 79 学校における環境教育(副読本の配布)	2(再掲) 水生生物調査	○
	上下流域間交流の促進		上流側の住民と下流側の住民、あるいは隣同士の川の流域の住民の間で交流を深め、お互いに協力し合うため、既存の「水とみどりの森の駅整備事業」の推進や流域ツアー、林業や農業の体験ツアー等によって、岡崎市内での縦断的、横断的交流を促進していく。	48 水とみどりの森の駅事業	81 交流会の開催(県内こどもエコクラブ)		○
	財源の確保の検討		水環境を保全・創造するために、財源が不足する場合には市民や事業者からの寄付金や募金等を充実するなど、財源の確保について検討する。				